



最近の証券取引等監視委員会の取組み

～開示検査事例集の内容を中心に～

証券取引等監視委員会
委員 橋本 尚

2024（令和6）年11月





(目次)



I. 令和5事務年度 開示検査事例集の公表	・・・ P 2
II. 最近の開示検査の取組み	・・・ P 5
III. 最近の課徴金納付命令勧告事例	・・・ P16
IV. 証券取引等監視委員会について	・・・ P28
V. 開示の適正確保のためのメッセージ	・・・ P35





I. 令和5事務年度 開示検査事例集の公表

令和5事務年度開示検査事例集の公表

令和5事務年度 開示検査事例集



証券取引等監視委員会からのメッセージ

令和5事務年度開示検査事例集の公表

この事例集の目的は？

粉飾決算に代表される有価証券報告書の虚偽記載等をはじめ、上場会社による開示規制違反は、投資者に不測の損害をもたらすだけでなく、その会社自身の信用を失い、ひいては我が国証券市場の信頼を大きく失墜させます。

証券監視委は、こうした開示規制違反を早期に発見するとともに、再発防止や未然防止のため、金融商品取引法の規定に基づいて、開示検査を実施しています。そして、開示検査の結果、重大な開示規制違反が判明したときには、金融庁長官等に対して課徴金納付命令の勧告を行ったり、その会社に自主的な訂正報告書等の提出を促したりしています。

この事例集は、こうした開示検査によって判明した開示規制違反の内容やその背景・原因を事例ごとにご紹介しています。

この事例集を通じて、上場会社、会計監査人、投資者等の皆様の、開示規制違反の手法、背景・原因等についての理解を深めていただくことで、上場会社とその会計監査人である公認会計士・監査法人とのコミュニケーションや投資者の皆様等と投資先である上場会社との対話がますます活発に行われることを期待しています。そして、その活発なコミュニケーションや対話は、開示規制違反の未然防止・再発防止につながるものと確信しています。



Ⅱ. 最近の開示検査の取組み

開示検査の取組みのポイント①

各種情報の収集・分析

■ 開示規制違反の早期発見（有用な情報の収集・分析の充実）

- 開示規制違反の**リスクに着目した情報収集・分析**を実施。

具体的には、

- 不正発生リスクなどに着目し、上場会社について継続的に情報収集・分析を実施
- 各種財務データ等に基づく分析だけではなく、市場・上場会社を取り巻く環境変化や制度見直しの進展等を踏まえつつ、ビジネスの実態に即した深度ある情報の調査・分析を実施

開示検査の取組みのポイント②

上場会社等に対する検査

■ 効果的・効率的な検査・調査の実施 (機動力の強化・多面的な監視)

- 開示規制違反の早期是正を図るため、**効率的かつ機動的に開示検査**を実施。
⇒ 開示検査の結果、開示書類に重要な事項についての虚偽記載等の開示規制違反が認められた場合には、課徴金納付命令勧告を実施。
- 開示書類の**訂正報告書等を自発的に提出した上場会社**について、訂正内容、その会社の内部統制の機能状況等を把握する必要性が認められる場合には、**開示検査を実施。**
- **効果的かつ多面的な開示検査を実施**する観点から、
 - 検査対象会社のガバナンスの機能状況の把握
 - 大量保有報告制度違反に関する事案の積極的な検査
 - 特定関与行為に関する事案の積極的な調査を実施。

開示検査の取組みのポイント③

再発防止・未然防止

■ 開示規制違反の再発防止・未然防止 (経営陣との積極的な対話・積極的な広報活動)

- 開示規制違反が認められた上場会社の**経営陣と開示規制違反の背景・原因等について議論し、問題意識を共有**。
 - ⇒ 会社の自主的な有価証券報告書等の訂正や、適正な情報開示に向けた体制構築・整備を促し、再発防止を図る
- 開示規制違反の**未然防止に向けた取組みの一環として、証券監視委ウェブサイト「市場へのメッセージ^(※1)」**において、課徴金納付命令勧告を行った事案の内容を分かりやすく説明。また、毎年公表している**「開示検査事例集^(※2)」**では、課徴金納付命令勧告に至らなかった開示規制違反事例等についても紹介。
 - ⇒ 積極的な情報発信による広報・啓蒙活動を通じて、上場会社内での適正な情報開示に向けた議論や監査対象会社と公認会計士又は監査法人との対話を促進し、開示規制違反の再発防止・未然防止を図る
- 金融庁及び公認会計士・監査審査会との連携に加え、**金融商品取引所や日本公認会計士協会といった自主規制機関等が一層主体的な役割を果たせるよう、情報・問題意識を適時に共有するなど連携を強化**
 - ⇒ 市場監視の実効性を高める

※1 【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.html>

※2 【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/index.html>

開示規制違反の傾向①

- 違反行為者の業種別の内訳では、**情報・通信業（29件）、サービス業（26件）、卸売業（19件）**において、**勧告件数が多くなっている（2006年度～2023年度）**。
- 特に、情報・通信業では、上場会社の業種別構成割合（約16%）に比べて、違反行為者の業種別割合（約22%）が高くなっており、ソフトウェア等の無形固定資産が、不適正な会計処理に利用される事例がみられる。**無形固定資産は、一般的に、資産の状況を目で見えて確認することが出来ないことや資産計上額に将来予測の要素が多く含まれること、劣化が早く一度に多額の損失が発生しやすいことといった特徴があり、不適正な会計処理に利用されやすい勘定科目**となっている。

違反行為者（発行者である会社）の業種別分類（単位：社）

年度	2006 ～ 2018	2019	2020	2021	2022	2023	計
情報・通信業	22	1	1	1	2	2	29
サービス業	17	1	2	2	2	2	26
卸売業	17	0	2	0	0	0	19
建設業	9	0	0	0	1	1	11
電気機器	7	0	2	0	0	0	9
小売業	6	0	0	1	0	1	8
不動産業	4	1	1	0	0	0	6
機械	4	0	1	0	0	0	5
その他製品	2	1	0	0	1	0	4
その他金融業	2	1	0	0	1	0	4
その他（注2）	12	1	1	1	0	1	16
年度別計	102	6	10	5	7	7	137

（注1）業種の別は、証券コード協議会「業種別分類に関する取扱要領」による。

（注2）上記表については、業種の別のうち、違反行為者の多い業種上位10業種のほか、それ以外の業種を「その他」としてまとめて記載している。

開示規制違反の傾向②

- 課徴金納付命令勧告の対象となった事例の不正会計等の内容を分類すると、
 - 「売上の過大計上/前倒し計上」（26件）、「売上原価の過少計上」（7件）が多くみられる（2019年度～2023年度）。
 - 最も件数の多い「売上の過大計上/前倒し計上」については、2023年度においても、資金循環取引による売上の過大計上や、資金貸付取引（実質金融取引）による売上の過大計上といった事例がみられる。

主な不正会計等の内容

(単位：件)

年 度	2019	2020	2021	2022	2023	計
売上の過大計上/前倒し計上	2	8	3	7	6	26
売上原価の過少計上	1	3	1	2	0	7
資産の過大計上	0	1	1	1	3	6
損失の不計上/先送り	1	1	3	0	0	5
引当金の過少計上	2	0	0	1	1	4
その他費用の過少計上	0	2	1	1	0	4
その他（注2）	0	2	0	0	2	4
非財務情報の虚偽記載等	2	0	0	1	0	3
関連当事者取引に係る 注記の不記載	1	1	0	1	0	3
利益の過大計上/利益の前倒し計上	0	1	0	0	1	2
年度別計	9	19	9	14	13	64

(注1) 複数の虚偽記載を認定し勧告した事例があるため、本表における合計数と実際の勧告件数は一致しない。

(注2) 上記表については、主な不正会計等の内容うち、件数の多い上位9件のほか、それ以外の内容を「その他」としてまとめて記載している。

最近の課徴金納付命令勧告事案における原因・背景について① (ガバナンス・内部統制の不備)

- 共通して会社のガバナンス・内部統制に関する不備が不適正な会計処理の原因・背景となっており、経営トップの関与によるガバナンスの形骸化や、内部監査部門の機能不全も見受けられた。

ガバナンス・内部統制に関する不備として、例えば、以下が挙げられる。

■ ガバナンスの不備 (東証スタンダード市場、不動産業)

- 経営トップである元社長が自ら、主たる推進者の立場で取引等に関与し、業務意思決定を行っていた部分が多く、業務の執行と監督の間の分掌が不十分であった。このため、他の役員らによる案件の詳細把握が困難な状況となり、問題のある取引やリスクの高い取引への検討が不十分となった。

■ 内部統制の機能不全 (東証スタンダード市場、移動通信機器販売関連事業、保険代理店事業等)

- 不適正な会計処理が行われた売上・売掛金の計上に関する業務は、長年にわたり経理責任者1名により行われていた。また、当該業務のマニュアルが未作成であること、上司は当該業務に関与しなかったことなど、当該経理責任者の業務を検証する体制が存在していなかった。
- 当社に内部監査部門が設置された後も、専任の人員が配置されず、かつ、不適正な会計処理が行われた子会社は内部監査の対象外とされていた。また、当該子会社では、内部監査部門が存在せず、管理部門の担当者が形式的な内部監査を行うことになっていたため、会計面についての牽制機能が機能していなかった。

最近の課徴金納付命令勧告事案における原因・背景について② (コンプライアンス意識の欠如)

- コンプライアンス意識の欠如については、特に役員において複数見られた。こうした役員によるコンプライアンス意識の欠如が、従業員のコンプライアンス意識の低下やガバナンスの不備に繋がり、不適正な会計処理が発生した事案が見られた。

コンプライアンス意識の欠如として、例えば、以下が挙げられる。

■ 業績至上主義 (東証グロース市場、コンサルティング事業、システム開発事業等)

- 当社グループの役職員は、上場会社としてコンプライアンスを遵守する意識が欠如していたこと、また、開示制度及び会計に関するリテラシーが不十分であったことから、会計上のルールよりも予算達成・赤字回避の目標達成を優先していた。
- 当社の役員は、コンプライアンス意識の低さから、内部監査部門・経理部門等の管理部門を軽視し、人的コストをかけていなかった。

■ 過去の不正事案に対する経営陣の説明不足 (東証グロース市場、ビジュアルコミュニケーション事業)

- 過去の不正事案に関する経営陣の対応状況等について、経営陣から従業員に対する説明が不十分であり、個人のコンプライアンス意識が低下していた。

最近の課徴金納付命令勧告事案における原因・背景について③ (会計リテラシーの不足・会計監査人との連携不足)

- 社内の会計知識の啓蒙活動が疎かになったことで会社全体として会計知識が不足していたこと、役員が会計監査人との必要な連絡相談を怠ったことにより、不適正な会計処理が発生した事案が見られた。

会計リテラシーの不足・会計監査人との連携不足として、例えば、以下が挙げられる。

■ 会計リテラシーの不足 (東証スタンダード市場、不動産業)

- 過年度決算訂正の反省を踏まえ、決算関連マニュアルを制定する等、会計基準等の法令等への準拠性を確認する体制としたが、その後の会計知識向上の啓蒙活動の取りやめ等により会社全体として適切な会計処理に関する知識が不足していた。

■ 会計監査人との連携体制の不備・欠如 (東証プライム市場、小売業 (飲食業))

- 当社は、会計処理の訂正に繋がる情報を外部から受けていたにもかかわらず、財務経理担当役員が、数か月にわたり会計監査人に当該情報の共有をしていない等、会計監査人との間で適時適切に連絡相談をする体制が構築されていなかった。

内部統制やガバナンス体制は大丈夫ですか？(1/2)

近時の開示検査の結果、開示書類の投資者の投資判断に影響を与えるような重要な虚偽記載等が認められた事例では、経営陣のコンプライアンス意識の欠如や内部統制・内部管理体制の機能不全など、以下のような背景・原因が認められています。

- 経営トップ主導のコンプライアンスを無視した業績至上主義の企業風土がまん延していたこと
- 短期的な業績向上に注力するために個人の成果主義に依拠した経営体制であったこと等を背景として、十分な内部管理体制を構築できなかったこと
- 経営陣が、リスク管理体制の脆弱性を認識しながら、その是正のための取組みを行ってこなかったこと
- 取締役会等に出席しているものの、適切な指摘や質問を行っていないなど、監査役や社外監査役が機能不全だったこと
- 担当者が行った業務を組織的にチェックする体制が欠如していたこと
- 長年に渡り、一人の担当者に特定の顧客を担当させており、経理部門の組織及び人員体制が脆弱であったことから経理部門の監督が不十分であったこと。
- 内部監査担当者が他部門と兼任していたり、内部監査規程が明確に規定されていないなど、内部統制、内部監査が機能不全であったこと
- 経理部門に会計処理の詳しい知見を有する者がいない中、経営幹部の会計基準等への理解不足により不適正な会計処理に至ったこと
- 会計監査人に会計処理の基礎となる十分な情報伝達がされていなかったこと

これらのことから、開示規制違反の再発防止・未然防止には、上場会社における適正な情報開示を行うための体制整備が必要であると考えられます。



内部統制やガバナンス体制は大丈夫ですか？(2/2)

さらに、上場会社とその会計監査人である公認会計士・監査法人との十分なコミュニケーションや、投資者と投資先である上場会社との建設的な対話が活発に行われることがより重要になってきているものと考えます。

また、我が国の内部統制報告制度においては、経営者による内部統制の評価範囲の外で開示すべき重要な不備が明らかになる事例が見受けられるなど、同制度の実効性に関する懸念が指摘されていることや、不正に関するリスクへの対応の強調等が行われた国際的な内部統制の議論の進展を踏まえ、令和5年4月に「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」並びに「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」が改訂され、令和6年4月以後開始する事業年度から適用されました。

こうした状況を踏まえ、経営陣を含めた上場会社の皆様におかれましては、コンプライアンス意識を高く持っていただくことや、自社のガバナンスが形式だけでなく実質を伴ったものとなっているか、実効的な内部統制が確保されているか、適正な情報開示を行うための体制が実効的に機能しているかなどについて、改めて点検していただくことが必要です。また、監査役等の皆様におかれましては、独立した立場から取締役等の業務執行をチェックするという本来の役割を果たしていただくことが、開示規制違反等の企業不祥事を防止することにつながるものと考えられます。

さらに、上場会社とその会計監査人である公認会計士・監査法人との十分なコミュニケーションや、投資者と投資先である上場会社との建設的な対話が活発に行われることがより重要になってきているものと考えます。



Ⅲ. 最近の課徴金納付命令勧告事例

課徴金納付命令勧告（大量保有報告制度違反） （勧告日：R6.6.28）

1 大量保有報告制度違反

【事例1】大量保有報告書及び変更報告書の不提出並びに変更報告書の虚偽記載（非上場会社及び個人：非上場会社A、個人及び個人と共同保有関係にあった非上場会社B）

事案のポイント

《特色》

大量保有報告制度違反について、共同保有関係にあった者を含む複数の者に対し、課徴金納付命令勧告を行った初めての事案です。また、大量保有報告書及び変更報告書の不提出について、課徴金納付命令勧告を行った初めての事案です。

《概要》

違反行為者は、大量保有報告書又は変更報告書を法定提出期限までに提出せず、また、重要な事項につき虚偽の記載がある変更報告書を提出しました。これらにより、証券監視委は、課徴金納付命令の勧告（課徴金額 非上場会社A：32万円、個人：40万円、非上場会社B：26万円）を行いました。

課徴金納付命令勧告（大量保有報告書等の不提出等） - 非上場会社2社（勧告日：R6.9.10）



勧告内容

- ・ 勧告対象：①株式会社サカイ（非上場会社）、②株式会社サンワ（非上場会社）
- ・ 課徴金額：①10万円、②10万円

事案概要と特色

（概要）

- ・ 株式会社サカイホールディングスの株主であるサカイとサンワは、サカイホールディングスに対して株主提案（取締役の選任）を行うこと及びその賛成に関し、**共同して株主としての議決権を行使することを合意していた（共同保有者に該当）**。
- ・ サカイとサンワは、共同保有者に該当していたにもかかわらず、大量保有報告書等を提出せず、又は重要な事項につき虚偽の記載がある等の変更報告書を提出した。

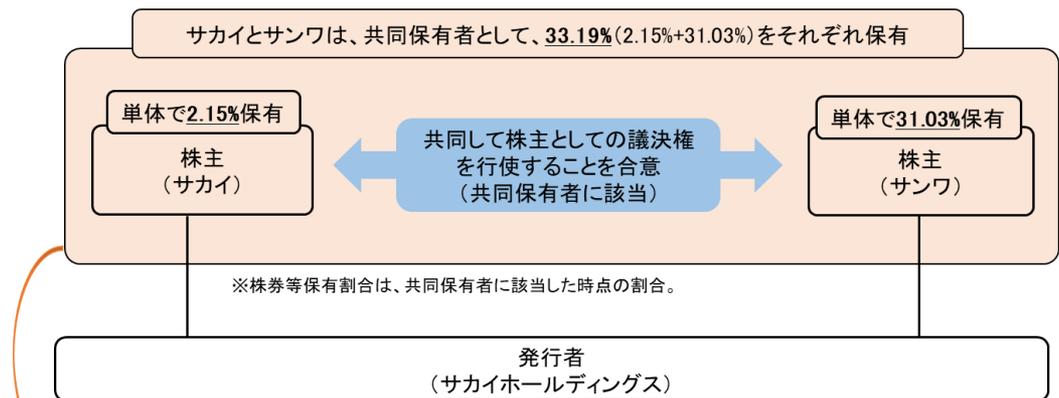
（特色）

- ・ **共同して議決権を行使することを合意している場合に該当するとして、それぞれが共同保有者であると認定した初めての事案。**

（大量保有報告制度の概要）

- ・ 大量保有報告制度では、法人・個人にかかわらず、下記①又は②に該当した場合、**該当した日から5日以内に、「大量保有報告書」「変更報告書」を提出しなければならない。**
 - ① 上場会社の株券等の保有割合が5%を超えた場合（「大量保有報告書」）
 - ② その割合が1%以上増減するなどした場合（「変更報告書」）
- ・ **株券等の保有割合の計算にあたっては、共同保有者（共同して株券等の取得や議決権の行使をすること等を合意している他の保有者）の保有株券等の数も加算することとされている。**

【不正行為の概要】



サカイとサンワは、共同保有者に該当したにもかかわらず、大量報告書等を提出せず、又は虚偽記載がある等の変更報告書を提出した。

大量保有報告書・変更報告書は適正に提出していますか？

金融商品取引法に定められている大量保有報告制度は、法人であっても、個人であっても、保有する上場会社の株券の保有割合が5%を超えた場合には「大量保有報告書」を、その割合が1%以上増減した場合には「変更報告書」を提出することを義務付けています。ここでは、(1) 大量保有報告制度の概要及び(2) 最近の法改正の概要をご紹介します。

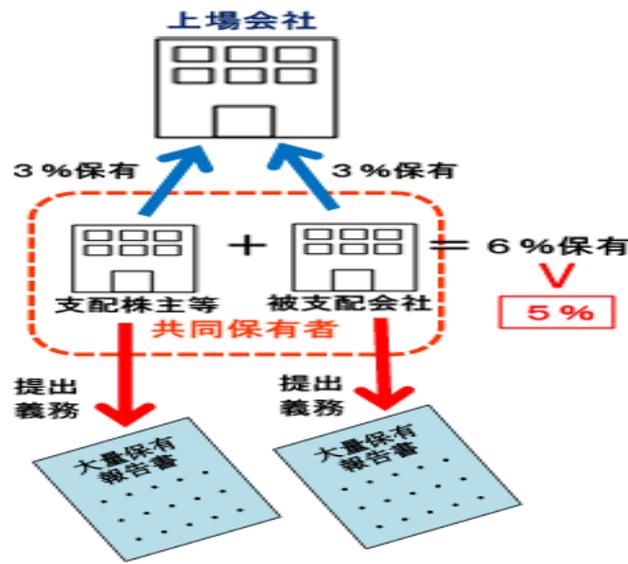
(1) 大量保有報告制度の概要

○ 提出義務は誰が負うか？

上場会社等が発行する株券等の保有割合（以下「株券等保有割合」という。）が5%を超えた「保有者」（法人・個人を問いません）は、原則、その日から5営業日以内に「大量保有報告書」を、その後、株券等保有割合が1%以上増減した場合には、その日から5営業日以内に「変更報告書」を提出しなければなりません。

○ 誰が「保有者」に該当するか？

株券等の「保有者」には、自己の名義をもって株券等を所有する者のみならず、他人（仮設人を含みます）の名義をもって株券等を所有する者が含まれます。したがって、計算の帰属は本人でありながら、取引口座や株券等の名義を他人名義や架空の名義にして実質的に所有している者、名義書換をしておらず前の所有者の名義となっている株券等の所有者等も含まれます。



○ 「株券等保有割合」は「共同保有者」分も含めて計算！

「株券等保有割合」の計算に当たっては、「保有者」の保有株券等の数に「共同保有者」の保有株券等の数を加えて計算しなければなりません。

「共同保有者」は、他の保有者と共同して当該株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は議決権その他の権利を行使することに合意している者をいいます。また、このような合意をしていなくても、会社の総株主の議決権の50%を超える株式を所有する者（「支配株主等」）と当該会社（「被支配会社」）の関係を有する者（＝親子会社）、支配株主等を同じくする被支配会社同士の関係を有する者（＝兄弟会社）等も、「共同保有者」に含まれます（いわゆる「みなし共同保有者」です）。

大量保有報告制度違反も課徴金納付命令の対象です！

平成 20 年の金融商品取引法改正により、大量保有報告制度の違反抑止の観点から、大量保有報告書等の不提出及び虚偽記載が課徴金制度の対象とされました。

他方、金融審議会公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループでは、大量保有報告制度が課徴金制度の対象となった後も、「大量保有報告書等の提出遅延等は相次いでおり、大量保有報告制度の実効性が確保されていない」との指摘がなされています。

(大量保有報告書等の提出状況)

- ・ 大量保有報告書等の提出件数 年間約 14,000 件 (注 1)
- ・ 提出遅延の発生件数 年間約 1,500 件 (注 2)

(注 1) 2019 年から 2022 年までの平均値。

(注 2) 提出期限を徒過して提出された大量保有報告書等の件数の 2019 年から 2022 年までの平均値。

(注 3) 各財務局から大量保有報告書等の提出を遅延した者に対して聴取を行った結果による。

※令和 5 年 6 月「第 1 回 公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」事務局説明資料

また、大量保有報告制度の実効性の確保に関し、同ワーキング・グループ報告 (令和 5 年 12 月 25 日公表) では、以下の指摘がなされています。

「大量保有報告書等の提出遅延等が相次いでいる背景としては、大量保有報告制度違反に対する摘発事例が少ないこともその一因となっていると推測され、まずは大量保有報告制度違反に対する当局の対応を強化していくことが重要である。その際、全ての大量保有報告制度違反の摘発が現実的でないとしても、故意性が疑われる不提出や著しい提出遅延など市場の公正性を脅かしかねない事例については積極的に対応を講じていくべきである。」

※同ワーキング・グループ報告の詳細は、金融庁ウェブサイトをご参照ください。

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20231225.html

こうした中、証券監視委では、大量保有報告制度違反を行った者に対し、以下のとおり、課徴金納付命令勧告を行っています。

- ・ 株式会社三ツ星株式に係る大量保有報告書等の不提出及び変更報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告 (令和 6 年 6 月 28 日勧告) (【事例 1】 (P22~23) 参照)
- ・ 株式会社サカイホールディングス株式に係る大量保有報告書等の不提出及び変更報告書の虚偽記載等に係る課徴金納付命令勧告 (令和 6 年 9 月 10 日勧告)

また、証券監視委は、令和 5 年 1 月公表の中期活動方針において、非定型・新類型の事案等 (例えば、潜脱的な大量保有等) についても、積極的に対応するとしています。

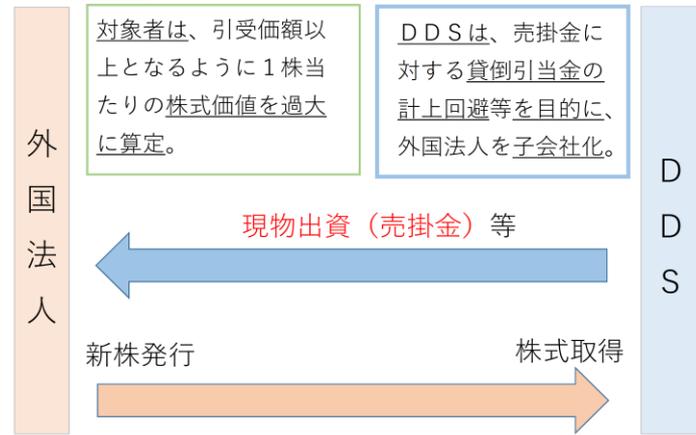
証券監視委は、適正な情報開示が行われるよう、大量保有報告制度違反を含む開示規制違反に対し、開示検査を実施していきます。

(株) ディー・ディー・エスが提出した虚偽開示書類に係る特定関与行為に対する課徴金納付命令勧告 (勧告日: R5.8.4)

<事案概要>

※勧告の詳細はウェブサイト参照
https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2023/2023/20230804-1.html

- 課徴金納付命令対象者（以下「対象者」。）は、(株)ディー・ディー・エス（東証グロース（R5.8.4上場廃止）。以下「DDS」。）が外国法人を子会社化するにあたり、同外国法人株式の引受価額の前提となる株式価値を過大に算定することで、**DDSによる虚偽開示書類の提出を容易にすべき行為（特定関与行為）を行った。**



対象者は、引受価額以上となるように1株当たりの株式価値を過大に算定。

DDSは、売掛金に対する貸倒引当金の計上回避等を目的に、外国法人を子会社化。

<事案の特色>

- 本事案は、**特定関与行為に対する課徴金納付命令勧告を行った初めての事案**※¹である。
- ※¹ 「特定関与行為」に対する課徴金制度は、平成25年9月に施行された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」において新設された。
- DDSは、外国法人に対する売掛金の過大計上等の発覚を逃れるため、過大に算定された同外国法人の株式価値を前提とした引受価額で同外国法人の株式を引き受け、同売掛金の全額を現物出資するなどの取引により同外国法人を子会社化するなどの一連の行為を行った上で、これを基礎としたのれん等の過大計上等の不適正な会計処理を行い、虚偽開示書類を提出※²した。
- ※² 勧告等事例のとおり、DDSは、本件に係る虚偽開示書類について、令和4年12月9日に証券監視委より課徴金納付命令勧告を受けている。
- **対象者は、DDSが前記一連の行為を行った際、引受価額が正当な根拠に基づくものであることを装うために利用されることを知りながら、DDSから前記外国法人の株式価値算定業務の依頼を受け、同外国法人株式の1株当たりの株式価値を過大に算定した株式価値算定書を作成・提出した。**

<課徴金の額>

- 150万円（特定関与行為の対象となった株式価値算定業務の報酬額）

課徴金納付命令勧告（有価証券報告書等の虚偽記載） - 株式会社アマナ（勧告日：①R4.11.1、②R5.12.15）

勧告内容

- ・ 勧告対象：株式会社アマナ（勧告当時は東証グロース市場（令和6年1月上場廃止））
- ・ 課徴金額：①1650万円、②3800万円

事案概要と特色

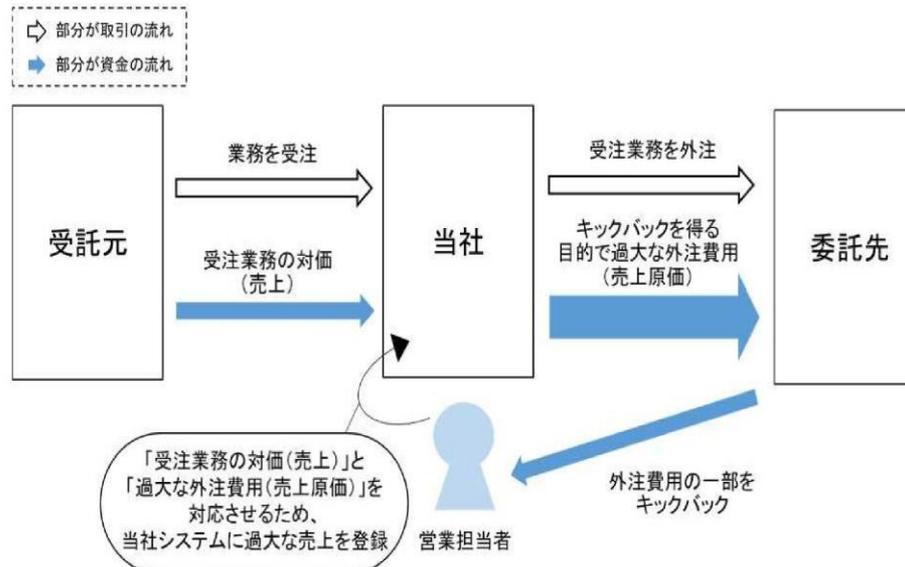
（概要）

- ・ 当社は、以下の不適正な会計処理により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、2度の課徴金納付命令勧告を受けた。
 - ①当社の子会社は、虚偽の証憑を作成する等によって、実際には受注がなかった案件において、売上の架空計上を行った。
 - ②当社は、当社従業員が会社財産の私的流用を図る目的で、売上及び売上原価の過大計上を行った（下図参照）。

（特色）

- ・ 当社は、①の課徴金納付命令勧告を受け、再発防止策を策定したにもかかわらず、経営陣の責任の所在を明らかにしないまま、業績回復に向けた施策を優先する等、再発防止への取組みが不十分であったこと等から、②の不適正な会計処理が発生した。

【主な不正行為の概要（売上及び売上原価の過大計上）】



課徴金納付命令勧告（営業外収益の過大計上） -株式会社フジオフードグループ本社（勧告日：R5.11.28）

4 営業外収益の過大計上

【事例4】助成金収入の過大計上等（株式会社フジオフードグループ本社：東証プライム市場、小売業（飲食業））

事案のポイント

《特色》

新型コロナウイルス感染症の拡大防止等を目的とした自治体による営業時間短縮協力金（以下「時短協力金」という。）を過大に申請したことにより、助成金収入の過大計上等を行った事案です。

《概要》

当社は、当社の連結子会社における助成金収入の過大計上等の不適正な会計処理を行ったことにより、過大な当期純利益等を計上しました。これにより、当社は、重要な事項について虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出したことから、証券監視委は、課徴金納付命令の勧告（課徴金額 1200 万円）を行いました。

《背景・原因》

- 時短協力金担当部署における知識不足と確認不足があったこと
 - 内部牽制体制に不備や欠如があったこと
 - 業務チェック体制に不備や欠如があったこと
 - 経営陣の問題意識の希薄さがあったこと
- 等が考えられます。

課徴金納付命令勧告（有価証券報告書等の虚偽記載） - ITbookホールディングス株式会社（勧告日：R6.1.23）



勧告内容

- ・ 勧告対象：ITbookホールディングス株式会社（東証グロース市場）
- ・ 課徴金額：1億929万円

事案概要と特色

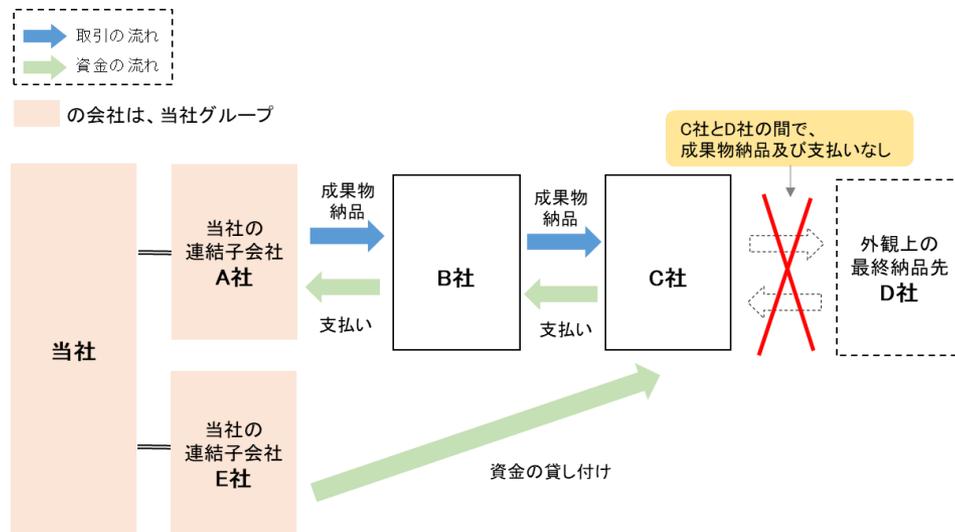
（概要）

- ・ 当社は、当社及び当社の連結子会社において、売上の過大計上・前倒し計上、投資有価証券の過大計上、棚卸資産の過大計上等の不適正な会計処理を行った。
- ・ この結果、当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。

（特色）

- ・ **複数のグループ会社において、多岐にわたる不適正な会計処理を行った事案。**

【主な不正行為の概要（売上の過大計上）】



- ・ 当社の連結子会社 A社は、D社から発注がなかったにもかかわらず、A社とD社との商流の間に、A社代表と関係のあるB社とC社を介在させ、D社が最終納品先であるかのような取引の外観を作成。
 - ・ 成果物はC社まで納品されたがC社にとって価値のないもので、成果物の対価については、C社が当社の別の連結子会社E社より資金を借り入れて支払いを行っており、当社連結グループ内で資金が循環。
- ⇒ 結果、当社の連結子会社 A社は、売上の過大計上を行った。

課徴金納付命令勧告（有価証券報告書等の虚偽記載） - 株式会社サカイホールディングス（勧告日：R6.3.26）

勧告内容

- ・ 勧告対象：株式会社サカイホールディングス（東証スタンダード市場）
- ・ 課徴金額：3000万円

事案概要と不正の背景・原因

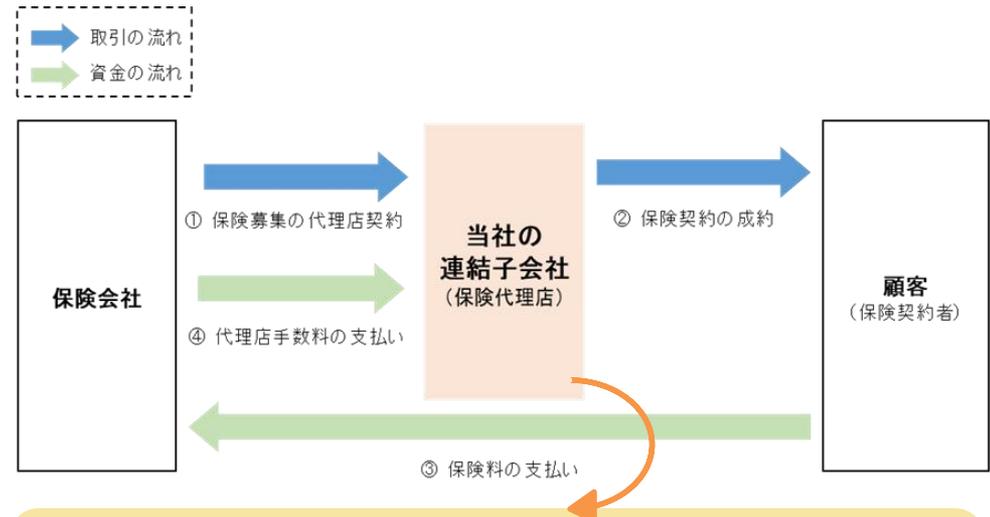
（概要）

- ・ 保険代理店事業を行っている当社の連結子会社は、保険募集の代理店手数料について、売上の前倒しによる売掛金の過大計上及び売上の架空計上の不適正な会計処理を行った。
- ・ この結果、当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。

（主な不正の背景・原因）

- ・ 当社の連結子会社の元社長は、当社創業者からのプレッシャーを背景として、**良好な営業成績を報告し続けることが、コンプライアンス遵守よりも優先**されるとの意識を当該子会社内に醸成させていた。
- ・ 不適正な会計処理に関する**売上・売掛金の計上業務は、長年経理責任者1名により行われ、その作業を検証する体制が全く存在しておらず、内部統制の不備**があった。

【主な不正行為の概要（売上の前倒しによる売掛金の過大計上）】



- ・ 本来、上記④のとおり、保険会社から実際に支払われた代理店手数料に応じて、売上を計上すべきところ、
 - ・ 将来支払われることが見込まれる代理店手数料を含めて、売上を計上した。
- ⇒ 結果、当社の連結子会社は、売上の前倒しによる売掛金の過大計上を行った。

課徴金納付命令勧告（四半期報告書の虚偽記載等） - 株式会社アルデプロ（勧告日：R6.4.19）

勧告内容

- 勧告対象：株式会社アルデプロ（勧告当時は東証スタンダード市場（令和6年4月上場廃止））
- 課徴金額：2100万円

事案概要と特色

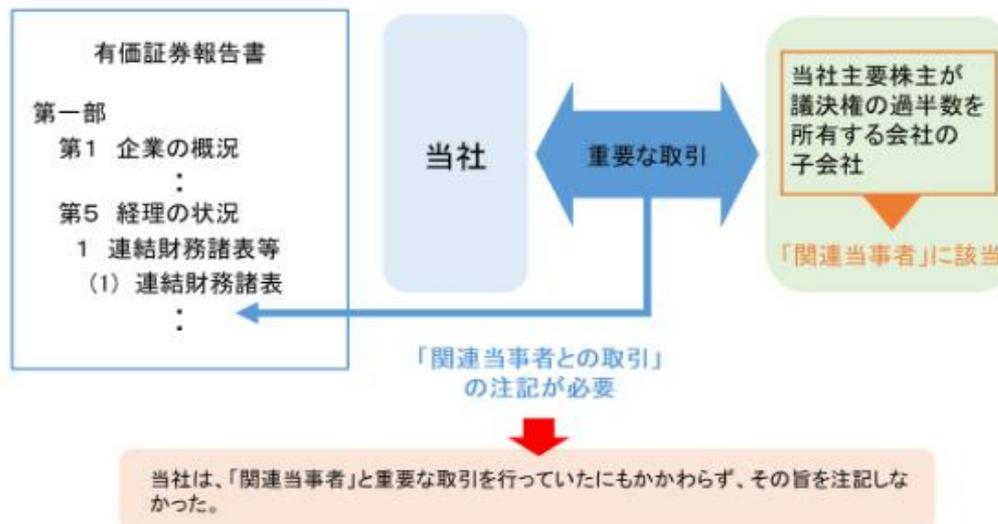
（概要）

- 当社は、売上の過大計上の不適正な会計処理を行った。また、当社は、関連当事者との重要な取引を「関連当事者との取引」として、連結財務諸表等に注記しなかった。
- この結果、当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある、また、記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書等を提出した。

（特色）

- 「**関連当事者との取引**」に関する注記の不記載に対し、**課徴金納付命令勧告を行った事案**。
- 当社は、**内部管理体制等について改善の見込みがなくなったとして、令和6年4月に上場廃止**となった。

【主な不正行為の概要（関連当事者取引の注記の不記載）】



関連当事者取引はなぜ注記が必要か？

「関連当事者」とは、上場会社等の親会社、子会社、主要株主、役員等をいい（財務諸表等規則第8条第17項、連結財務諸表規則第15条の4）、上場会社等が「関連当事者との取引」を行っている場合には、その重要なものについて、「関連当事者」ごとにその内容を注記しなければならないとされています（財務諸表等規則第8条の10、連結財務諸表規則第15条の4の2）。

上場会社等がその関連当事者と取引を行う場合には、その取引は上場会社等と関連当事者が対等な立場で行われているとは限りません。このような場合には、上場会社等の財政状態や経営成績に影響を及ぼしていることも、また、直接、取引を行っていない場合でも、関連当事者の存在自体が上場会社等の財政状態や経営成績に影響を及ぼしていることもあります（関連当事者の開示に関する会計基準第2項）。このように、関連当事者との取引は、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものと考えられることから、その開示が求められています。

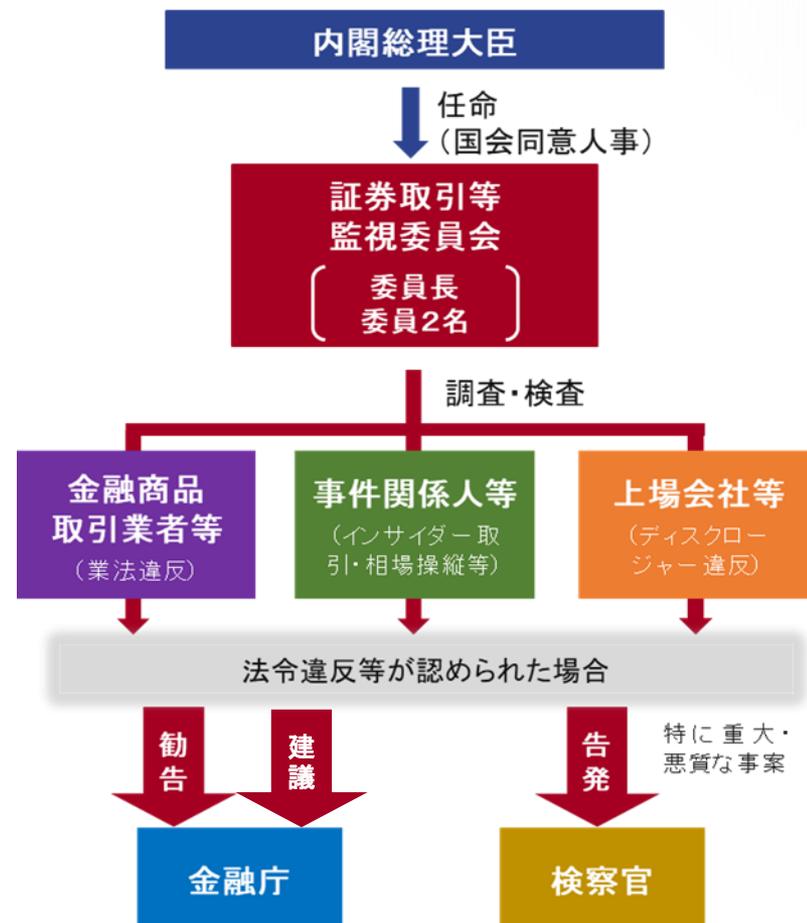
上場会社の皆様におかれては、こうした関連当事者との取引について注記が求められている理由を十分にご理解いただいた上で、法令及び会計基準等に基づき適切な開示を行っていただく必要があります。



IV. 証券取引等監視委員会について

証券取引等監視委員会の組織・目的

- ◆ 証券監視委は、委員長及び委員2名で構成される合議制の機関として金融庁に設置（平成4年発足）
- ◆ 委員長及び委員は、内閣総理大臣により任命され、独立してその職権を行使（任期3年）
- ◆ 市場の公正性・透明性確保、投資者保護等を目的に活動
 - 金融商品取引業者等の法令違反行為等に対する証券検査
 - インサイダー取引（内部者取引）・相場操縦等の不公正取引に対する調査
 - 上場会社等のディスクロージャー違反に対する開示検査
 - 上記の調査・検査結果を踏まえた行政処分・課徴金納付命令の勧告や建議、告発を実施 等



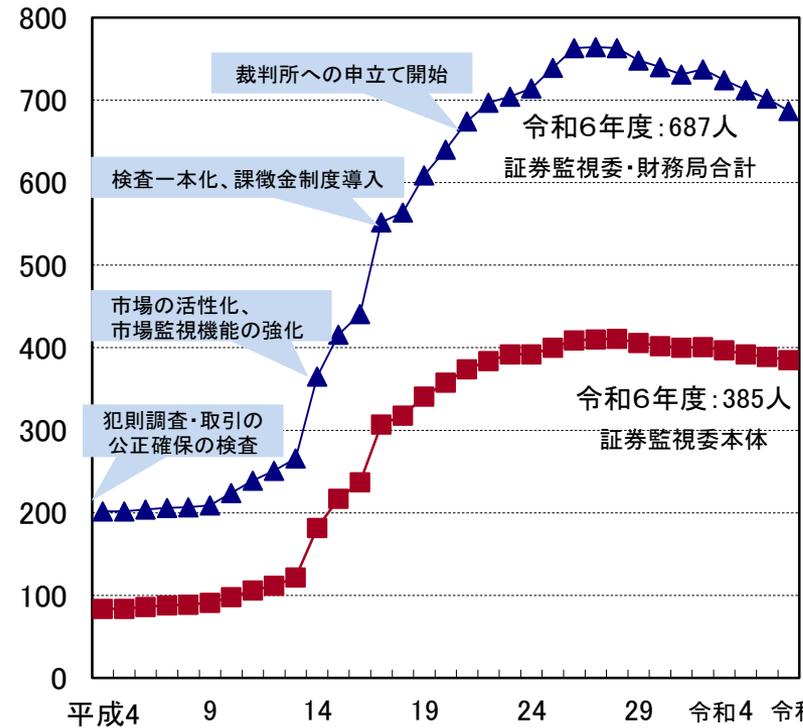
証券取引等監視委員会の機構・定員

- 証券監視委の下に、総務課、市場分析審査課、証券検査課、取引調査課、開示検査課及び特別調査課の6課からなる事務局が置かれている
- また、地方組織の財務局等に、主として地方の金融商品取引業者に対する検査等を担当する職員が配置
- これら全てを合計した職員数は687名（令和6年度定員。うち、証券監視委は385名）



定員(人)

定員の推移



第11期 証券取引等監視委員会の発足

- 令和4年秋の臨時国会での同意を得て、同年12月13日に「第11期 証券取引等監視委員会（任期3年）」が発足。

- 委員長 なかはら 中原 りょういち 亮一（新任 元福岡高等検察庁検事長）
- 委員 かとう 加藤 さゆり さゆり（再任 元（独）国民生活センター理事）
- 委員 はしもと 橋本 たかし 尚（新任 元青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授）

中原委員長の略歴



加藤委員の略歴



橋本委員の略歴



昭和	57年3月	慶應義塾大学法学部卒業
	60年4月	司法修習終了
		東京地方検察庁検事
	61年3月	金沢地方検察庁検事
	元年3月	水戸地方検察庁検事
	3年4月	東京地方検察庁検事
	5年4月	公正取引委員会事務局官房付 公正取引委員会事務局審査部付
平成	6年4月	東京地方検察庁検事
	8年4月	大阪地方検察庁検事
	9年4月	東京地方検察庁検事
	11年4月	東京地方検察庁検事
	13年4月	富山地方検察庁次席検事
	15年4月	東京地方検察庁検事
	18年4月	東京高等検察庁検事
	21年4月	静岡地方検察庁次席検事

平成	22年7月	東京地方検察庁刑事部長
	24年7月	東京地方検察庁特別捜査部長
	25年7月	鹿児島地方検察庁検事正
	26年7月	東京地方検察庁次席検事
	27年10月	さいたま地方検察庁検事正
令和	29年4月	最高検察庁公判部長
	30年1月	最高検察庁公安部長
	30年7月	横浜地方検察庁検事正
	2年3月	広島高等検察庁検事長
	3年7月	福岡高等検察庁検事長
	4年6月	退官
	4年12月	証券取引等監視委員会委員長

昭和	57年3月	東洋大学文学部卒業
	16年5月	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
平成	21年9月	消費者庁参事官
	23年3月	長野県副知事
	27年10月	(独)国民生活センター理事
令和	元年12月	証券取引等監視委員会委員
	4年12月	証券取引等監視委員会委員 (再任)
平成	19年1月	内閣府男女共同参画会議議員 (～25年1月)

昭和	57年3月	早稲田大学商学部卒業
	59年3月	早稲田大学大学院商学研究科 修士課程修了
平成	3年3月	早稲田大学大学院商学研究科 博士後期課程満期退学
	3年4月	関東学園大学経済学部専任講師
	7年1月	関東学園大学経済学部助教授
	8年4月	駿河台大学経済学部助教授
	11年4月	駿河台大学経済学部教授
	15年4月	日本大学商学部教授
	17年4月	青山学院大学大学院会計プロ フェッション研究科教授
	令和	4年12月
平成	31年2月	企業会計審議会委員 (～令和4年12月)
令和	3年2月	企業会計審議会内部統制部会 長(～令和4年12月)

開示検査の概要

上場会社等の開示書類の検査を通じた、適正なディスクロージャーの確保

各種情報の収集・分析

- 情報提供窓口等、さまざまなチャネルを通じた情報の収集・分析
- フォワード・ルッキングな視点等、さまざまな視点による上場会社等の継続的監視



上場会社等に対する検査

- 開示書類(有価証券届出書・有価証券報告書・大量保有報告書等)の虚偽記載等の開示規制違反が疑われる上場会社等に対する検査の実施



検査の結果、開示規制違反が認められた場合

課徴金納付命令勧告等

- 開示書類における重要な事項についての虚偽記載等の開示規制違反が認められた場合には、当該上場会社等に対する課徴金納付命令を求める「勧告」を実施
- 勧告を実施しない場合でも、必要に応じ、開示書類の自発的な訂正等を慫慂



再発防止・未然防止

- 開示規制違反の背景・原因等を究明した上で、当該上場会社等の経営陣と議論
- 問題意識の共有を通じて、適正なディスクロージャーに向けた体制の構築・整備を慫慂
- 勧告事案の内容、背景等を取りまとめた「開示検査事例集」を公表

証券監視委
の使命

的確・適切な市場監視による

1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
2. 資本市場の健全な発展への貢献
3. 国民経済の持続的な成長への貢献

I. 網羅的な市場監視に
向けた情報収集・分析

- (1) 有用情報の収集
- (2) 市場の変化等の適切な把握・分析
- (3) 国際連携の強化

II. 効果的・効率的な
調査・検査

- (4) リスクベースアプローチに基づく証券検査
- (5) 不公正取引や開示規制違反への迅速な対応
- (6) 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応
- (7) 投資者被害事案に対する積極的な取組み
- (8) 非定型・新類型の事案等に対する対応力強化

III. 市場規律強化に向けた
実効的な取組み

- (9) 情報発信の強化
- (10) 関係機関との更なる連携強化

市場監視の専門機関としての能力向上

- デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化
- 職員の戦略的な育成・活用等
- 財務局との協働・連携の推進

証券取引等監視委員会の活動実績

区分	年度	平成4～30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	合計
	勸告		1,082	49	29	20	26	33
証券検査結果等に基づく勸告(※1)		570	14	5	2	5	8	604
課徴金納付命令勸告(※2)		508	35	24	17	21	25	630
開示書類の虚偽記載等		111	6	10	5	7	8	147
相場操縦		80	5	6	6	6	3	106
インサイダー取引		312	24	8	6	8	13	371
偽計		5	0	0	0	0	1	6
訂正報告書等の提出命令に関する勸告		4	0	0	1	0	0	5
犯則事件の告発		200	3	2	8	8	4	225
開示書類の虚偽記載等		44	1	0	0	0	1	46
風説の流布・偽計		28	0	0	2	0	1	31
相場操縦		31	0	1	1	1	1	35
インサイダー取引		86	1	1	5	7	1	101
その他		11	1	0	0	0	0	12
適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表		86	2	0	0	1	0	89
無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て		22	3	1	1	2	1	30
建議		26	0	0	0	1	0	27

※1 金商法改正(平成28年3月施行)に伴い、平成28年度以降は、適格機関投資家等特例業務届出者等に対しても勧告を実施

※2 課徴金納付命令勸告(相場操縦、インサイダー取引、偽計)については、命令対象者ベース



V. 開示の適正確保のためのメッセージ

開示の適正確保のために

- 開示検査によって判明した開示規制違反等の問題の背景には、多くの場合、ガバナンスの不備や、コンプライアンス意識の欠如が認められる。
- こうした背景が認められる事案では、内部監査部門の機能が十分に発揮されていないケースも多く見られるところ。

- 適正な情報開示のため、ガバナンスを実効的に機能させ、また、健全なコンプライアンス意識を醸成させるには、取締役会や監査役会等が役割を果たすことが必要。
- このためには、内部監査部門が自社の経営諸活動を適切に検討・評価し、その結果を取締役会や監査役会等に適時・適切に報告することが重要。
- 上場会社において、内部監査部門が、その機能を発揮し、**取締役会や監査役会等、業務執行部門の方々との間で積極的なコミュニケーション**を図ることにより、**適正な情報開示のための自律的な取組み**が行われることを期待。

※監査役会等は、監査役会のほか、監査等委員会及び監査委員会並びに各構成員を指す。

証券監視委ウェブサイトでは、報道発表資料のほか、各種事例集や「市場へのメッセージ」等を掲載

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/>



証券監視委X(旧Twitter)アカウント

✕ @SESC_JAPAN



※ 当アカウントは、情報をお寄せいただく窓口ではございません。
当委員会あてに情報をお寄せいただく場合には、情報提供窓口をご利用ください。

各種事例集

課徴金納付命令の勧告等を行った事例や、証券モニタリングに係る取組みを通じて把握した問題点等を紹介

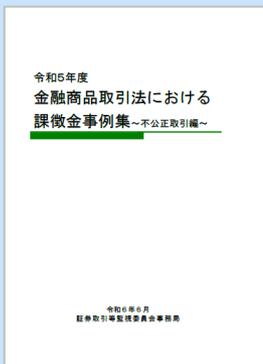
- ・ 課徴金事例集（不公正取引編）、開示検査事例集：

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/index.html>

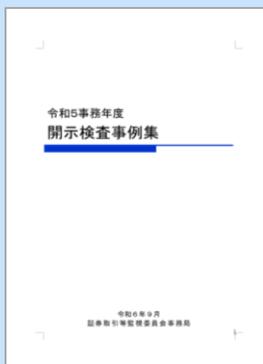


- ・ 証券モニタリング概要・事例集：

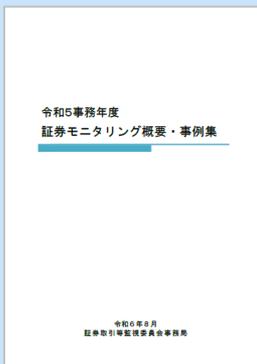
【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/kensa/shitekijirei.html>



課徴金事例集（不公正取引編）



開示検査事例集



証券モニタリング概要・事例集

証券モニタリング基本方針

金融商品取引業者等に対するモニタリングの基本的な取組方針及び主な検証事項をまとめたもの

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/houshin/index.html>



証券監視委の活動状況（年報）

証券監視委の1年間の活動状況を取りまとめたもの（金融庁設置法第22条の規定に基づき毎年公表）

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/reports/reports.html>



市場へのメッセージ

最近の勧告・告発案件等について、意義・特徴や発生原因、市場関係者や投資家の皆様へのメッセージ等を盛り込んで紹介

- ・ 市場へのメッセージ：月1回程度更新

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.html>



ご清聴ありがとうございました